

事 務 連 絡
平成28年10月11日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

高額介護合算療養費等支給額計算結果連絡票の様式について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に係る申請手続の取扱いにおける、医療保険者が介護保険者に対し高額医療合算介護サービス費の支給額等について連絡する高額介護合算療養費等支給額計算結果連絡票の様式については、「高額介護合算療養費等支給額計算結果連絡票の様式について」（平成21年1月16日付け厚生労働省老健局介護保険課長事務連絡）においてお示ししているところです。

今般、介護保険者において介護予防・日常生活支援総合事業における高額医療合算介護予防サービス費相当の事業に係る支給額計算を行う際にも、当該様式を活用することとしたため、別紙のとおり、裏面の記入上等の注意事項欄に介護予防・日常生活支援総合事業に係る保険者の名称の例を追記することいたしました。本件について御了知の上、貴管内市町村、管内国民健康保険連合会にその周知徹底をお願いいたします。

備考

1. この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

記入上等の注意事項

1. 「対象年度」欄には、「計算対象期間」欄の開始年月日が属する年を記載すること。
2. 「世帯負担総額」欄の記入額については、【計算結果の内訳】の①及び④の合計額と一致するものであること。
3. 「介護等合算一部負担金等世帯合算額」欄の記入額については、【計算結果の内訳】の①及び⑤の合計額と一致するものであること。
4. 「70歳以上介護等合算一部負担金等世帯合算額」欄の記入額については、【計算結果の内訳】の①の合計額と一致するものであること。
5. 「世帯支給総額」欄の記入額については、【計算結果の内訳】の⑧の合計額(括弧書きについては③の合計額)と一致するものであること。
6. 「按分後の支給額」欄の記入額については、【計算結果の内訳】の対応する「対象者」の⑧の額(括弧書きについては③の額)と一致するものであること。
7. 【問い合わせ先】については、当該連絡票の記入事項について、連絡先の保険者からの照会に対応可能な連絡先を記入すること。
8. 【計算結果の内訳】欄の対象者は、上から医療保険被保険者(後期高齢者医療被保険者)、介護保険被保険者の順に記載すること。
9. 介護保険者は、計算結果連絡対象者の所得区分が低所得者Ⅰで、【計算結果の内訳】欄に当該計算結果連絡対象者以外の介護被保険者がいる場合については、介護保険者における支給額再計算が必要となる場合があるので、確認を行い再計算すること。
10. 【計算結果の内訳】の「保険者名称」については、次の例によること。

全国健康保険協会→けんぽ協会	健康保険組合→〇〇健保	共済組合→〇〇共済
日本私立学校振興・共済事業団→私学共済	船員保険→船保	市町村国保→〇〇市国保
国民健康保険組合→〇〇国保組合	後期高齢者医療広域連合→〇〇県広域連合	介護保険(保険給付)→〇〇市介護
		介護保険(総合事業)→〇〇市総合事業
11. 【計算結果の内訳】の②及び⑥については、分数(NNNNNNNN/NNNNNNNN)で表示すること。
12. 【計算結果の内訳】の③及び⑦については、端数整理後の数字を記入すること。
13. 【計算結果の内訳】が1枚に収まらないときは2枚目以降を追加するものとし、「計」については、最終頁にのみ記入すること。また、2枚目以降については、【計算結果の内訳】以外の項目は記入しないこと。
14. 「連絡票整理番号」については、連絡先の保険者からの照会時に照合可能な一意である番号を計算保険者にて記載すること。